

## 福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正等について

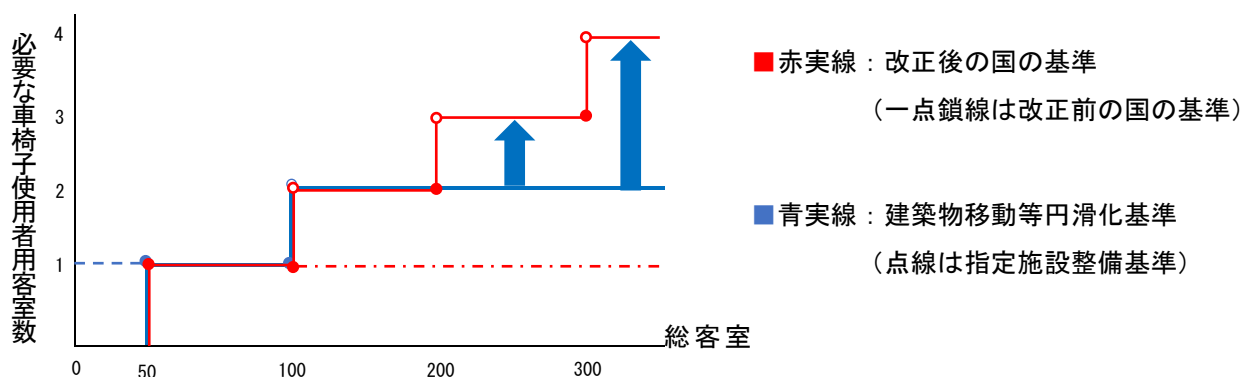
## 1 横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「法」といいます。）及び同法施行令の一部改正により、ホテル又は旅館に必要な車椅子利用者用客室の室数が引き上げられたことに伴い、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（以下、「規則」といいます。）の改正を行います。この規則改正により、規則で規定するホテル又は旅館に必要な車椅子利用者用客室数の引き上げ、及び一部規定のひらがな表記を漢字表記に改める改正等を行います。

	基準	対象規模	必要な車椅子利用者用客室数	
			改正前	改正後
国	法及び同法施行令 (法第 14 条・令第 15 条)	2,000 m <sup>2</sup> 以上	客室の総数が 50 以上の場合は <u>1 以上</u>	客室の総数が 50 以上の場合は <u>総数の 1/100 以上</u>
横浜市	建築物移動等円滑化基準 (法第 14 条・条例第 21 条・規則 3 条の 2、同別表第 1 の 2)	1,000 m <sup>2</sup> 以上 ※ <sup>1</sup>	客室の総数が 50 以上の場合は <u>1 以上</u> （客室の総数が <u>100 を超える場合は、2 以上</u> ） ※ <sup>2</sup>	客室の総数が 50 以上の場合は <u>総数の 1/100 以上</u>
	指定施設整備基準 (条例第 25 条第 3 項・規則第 4 条第 2 項、同別表第 5)	1,000 m <sup>2</sup> 以上	<u>1 以上</u> （客室の総数が <u>100 を超える場合は、2 以上</u> ）	客室の総数の <u>1/100 以上</u>

※<sup>1</sup> 法第 14 条第 3 項の規定に基づき、条例で対象規模を引き下げています

※<sup>2</sup> 法第 14 条第 3 項に規定に基づき、条例で制限内容を付加しています。



また、この規則改正に伴い横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル【建築物編】（以下、「マニュアル」といいます。）へ以下の事項を追記します。

- 客室増に伴う、車椅子利用者用駐車施設の設置数
- 緊急時を想定した、車椅子利用者用客室の設置階

## 2 旅館・ホテルのバリアフリーに関する1以外の取組事項について

### (1) マニュアルの改正について

昨年度より、庁内で観光部局・政策部局と一般客室のバリアフリー化に関する対応について検討を行ってきました。その結果、望ましい基準としてマニュアルへ追加することとします。追加する内容、掲載方法につきましては、建築設計標準（追補版）を参考に検討を行い、専門委員会にお諮りしていきます。

上記と合わせて、建築設計標準（追補版）の内容を精査し、マニュアルへの反映について検討を行っていきます。

### (2) その他の取組について

今年度から以下の取組を開始しています。

- ①宿泊施設バリアフリー化促進事業費補助金（資料1-1）※市民局新規事業
- ②宿泊施設向けバリアフリー啓発リーフレットの配布（資料1-2）

## 3 スケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
1 福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正	○専門委員会	○推進会議	意見公募 ●→	○公布	★施行（1日）					
2（1）福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル【建築物編】の改正		案検討		○専門委員会		○案確定	★推進会議	意見公募 ●→		★施行